

令和 7 年 2 月 2 6 日

令和 6 年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

目

次

1	鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（第1条関係）	・ ・ ・ 1
2	鳥羽市市税条例（第2条関係）	・ ・ ・ 2
3	鳥羽市都市計画税条例（第3条関係）	・ ・ ・ 5
4	鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第1条関係）	・ ・ ・ 6
5	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例（第2条関係）	・ ・ ・ 9
6	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例	・ ・ ・ 10
7	鳥羽市職員給与条例	・ ・ ・ 12
8	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	・ ・ ・ 36
9	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例	・ ・ ・ 37
10	鳥羽市子ども・子育て会議条例	・ ・ ・ 38
11	鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	・ ・ ・ 39
12	鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	・ ・ ・ 43
13	鳥羽市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例	・ ・ ・ 50
14	鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例	・ ・ ・ 51
15	鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	・ ・ ・ 52
16	鳥羽市給水条例	・ ・ ・ 53
17	鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	・ ・ ・ 54
18	鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例	・ ・ ・ 58
19	鳥羽市定期航路運航条例	・ ・ ・ 59

新旧対照表

(件名) 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年条例第28号) (第1条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)

新旧対照表

(件名) 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号) (第2条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に当該該当することとなった日から10日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号	(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に当該該当することとなった日から10日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) （略） 2 （略） （種別割の減免） 第89条 （略） 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) （略） (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)～(8) （略） 3 （略） （特別土地保有税の減免） 第139条の3 （略） 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする	又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) （略） 2 （略） （種別割の減免） 第89条 （略） 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) （略） (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)～(8) （略） 3 （略） （特別土地保有税の減免） 第139条の3 （略） 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）・（３） （略） 3 （略） （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第147条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 （１） 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）・（３） （略）	事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）・（３） （略） 3 （略） （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第147条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 （１） 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）・（３） （略）

新旧対照表

(件名) 鳥羽市都市計画税条例(昭和49年条例第16号) (第3条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
附 則 1～4 (略) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) (略) 6～14 (略)	附 則 1～4 (略) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) (略) 6～14 (略)

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第2号) (第1条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)</u>をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第8条第2項に規定する勤務</u>をさせてはならない。 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)</u>をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員<u>(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第8条第2項に規定する勤務</u>をさせてはならない。 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する<u>要介護者</u>(以下この項において「<u>要介護者</u>」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところのより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。</u> 5 （略） （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者<u>（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間に	164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を療育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該療育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところのより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。</u> 5 （略） （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
わたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事情を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略）

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第2号) (第2条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(部分休業の承認) 第22条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	(部分休業の承認) 第22条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

新旧対照表

(件名) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第8号)

改 正 案 (新)				現 行 (旧)			
別表 (第1条、第2条関係)				別表 (第1条、第2条関係)			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
教育委員会	委員 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第13条第2項の規定により教育長の職務を代理する期間に限る。)	月額 144,000円	鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例 (昭和42年条例第5号) に定める額	教育委員会	委員	月額 50,000円	鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例 (昭和42年条例第5号) に定める額
	委員	月額 50,000円	同				
農業委員会	委員	日額 6,100円	同	農業委員会	委員	日額 6,100円	同

改 正 案 （新）			現 行 （旧）		
(略)			(略)		
学校薬剤師	年 1 校 に つ き 額 <u>157,000円</u>	同	学校薬剤師	年 1 校 に つ き 額 <u>78,000円</u>	同
(略)			(略)		

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(扶養手当) 第19条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (扶養手当額) 第22条 扶養手当の月額、は、<u>第19条第2項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき13,000円、<u>第19条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円とする。 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	(扶養手当) 第19条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (扶養手当額) 第22条 扶養手当の月額、は、<u>第19条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)</u>については1人につき6,500円、<u>同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき10,000円とする。 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、<u>(以下「特定期間」という。)</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
第23条及び第24条 削除	第23条 削除 <u>（扶養手当の支給区分）</u> 第24条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>（1） 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u> <u>（2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第19条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</u> 2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>（その他）</u> 第28条 <u>第19条から前条までに規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> （住居手当） 第28条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 （1） （略） （2） 第29条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給され	<u>日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> 3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>（1） 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>（2） 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>（3） 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> <u>（その他）</u> 第28条 <u>前各条に定めるものを除くほか、扶養手当の支給については、給料支給の例（第11条及び懲戒による減給の場合を除く。）による。</u> （住居手当） 第28条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 （1） （略） （2） 第29条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給され

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
る職員で、配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。</u>）が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2・3 （略） （地域手当） 第29条 （略） 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）・（2） （略） （3） 3 級地 <u>100分の12</u> （4） 4 級地 <u>100分の8</u> （5） 5 級地 <u>100分の4</u> 3・4 （略） （単身赴任手当） 第29条の2 （略） 2 （略） 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居して	る職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2・3 （略） （地域手当） 第29条 （略） 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）・（2） （略） （3） 3 級地 <u>100分の15</u> （4） 4 級地 <u>100分の12</u> （5） 5 級地 <u>100分の10</u> <u>（6） 6 級地 100分の6</u> <u>（7） 7 級地 100分の3</u> 3・4 （略） （単身赴任手当） 第29条の2 （略） 2 （略） 3 <u>鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年条例第1号）の適用を受ける職員、鳥羽市現業職員の給与の種類及び基準に</u>関す

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
いた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	<u>る条例（昭和58年条例第11号）の適用を受ける職員、公立学校職員の給与等に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u>
4 （略）	4 （略）
（管理職員特別勤務手当） 第37条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、	（管理職員特別勤務手当） 第37条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則に定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。 （1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額 （2） （略） 4 （略） （期末手当） 第43条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員（第44条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第44条 （略）	当該各号に定める額とする。 （1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額（<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>） （2） （略） 4 （略） （期末手当） 第43条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員（第44条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第44条 （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）																																
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略） （特定の職員についての適用除外） 第44条の2 第4条第3項から第8項まで、第18条<u>及び第19条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第2（第2条関係）	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略） （特定の職員についての適用除外） 第44条の2 第4条第3項から第8項まで、第18条、<u>第19条、第28条の2、第29条及び第38条の2</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第2（第2条関係）																																
<table><tr><th colspan="8">行政職給料表</th></tr><tr><th>職</th><th>職務の</th><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th><th>6 級</th></tr></table>	行政職給料表								職	職務の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	<table><tr><th colspan="8">行政職給料表</th></tr><tr><th>職</th><th>職務の</th><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th><th>6 級</th></tr></table>	行政職給料表								職	職務の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
行政職給料表																																	
職	職務の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級																										
行政職給料表																																	
職	職務の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級																										

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
員 の 区 分	級							員 の 区 分	級						
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額		号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	百円 1, 835	百円 2, 300	百円 2, 653	百円 2, 988	百円 3, 213	百円 3, 552	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	百円 1, 835	百円 2, 300	百円 2, 613	百円 2, 873	百円 3, 098	百円 3, 350
	2	1, 846	2, 315	2, 663	3, 003	3, 231	3, 569		2	1, 846	2, 315	2, 623	2, 889	3, 115	3, 369
	3	1, 858	2, 330	2, 673	3, 018	3, 249	3, 585		3	1, 858	2, 330	2, 633	2, 904	3, 132	3, 387
	4	1, 869	2, 345	2, 683	3, 032	3, 266	3, 601		4	1, 869	2, 345	2, 643	2, 919	3, 147	3, 405
	5	1, 880	2, 360	2, 693	3, 046	3, 283	3, 617		5	1, 880	2, 360	2, 653	2, 934	3, 161	3, 422
	6	1, 897	2, 375	2, 703	3, 057	3, 300	3, 635		6	1, 897	2, 375	2, 663	2, 949	3, 174	3, 439
	7	1, 913	2, 390	2, 713	3, 067	3, 317	3, 650		7	1, 913	2, 390	2, 673	2, 963	3, 187	3, 455
	8	1, 929	2, 405	2, 723	3, 079	3, 334	3, 666		8	1, 929	2, 405	2, 683	2, 976	3, 200	3, 472
	9	1, 945	2, 420	2, 733	3, 091	3, 350	3, 680		9	1, 945	2, 420	2, 693	2, 988	3, 213	3, 488
	10	1, 962	2, 434	2, 743	3, 107	3, 367	3, 696		10	1, 962	2, 434	2, 703	3, 003	3, 231	3, 505
	11	1, 978	2, 448	2, 753	3, 123	3, 384	3, 712		11	1, 978	2, 448	2, 713	3, 018	3, 249	3, 521

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	12	1,994	2,462	2,764	3,139	3,400	3,727		12	1,994	2,462	2,723	3,032	3,266	3,537
	13	2,010	2,474	2,774	3,154	3,415	3,746		13	2,010	2,474	2,733	3,046	3,283	3,552
	14	2,027	2,486	2,787	3,170	3,431	3,765		14	2,027	2,486	2,743	3,057	3,300	3,569
	15	2,044	2,498	2,800	3,186	3,447	3,784		15	2,044	2,498	2,753	3,067	3,317	3,585
	16	2,061	2,510	2,812	3,202	3,462	3,802		16	2,061	2,510	2,764	3,079	3,334	3,601
	17	2,074	2,521	2,825	3,217	3,476	3,817		17	2,074	2,521	2,774	3,091	3,350	3,617
	18	2,090	2,532	2,838	3,234	3,493	3,835		18	2,090	2,532	2,787	3,107	3,367	3,635
	19	2,106	2,543	2,850	3,250	3,509	3,852		19	2,106	2,543	2,800	3,123	3,384	3,650
	20	2,121	2,554	2,862	3,266	3,525	3,868		20	2,121	2,554	2,812	3,139	3,400	3,666
	21	2,136	2,564	2,873	3,280	3,537	3,885		21	2,136	2,564	2,825	3,154	3,415	3,680
	22	2,152	2,574	2,885	3,297	3,552	3,899		22	2,152	2,574	2,838	3,170	3,431	3,696
	23	2,168	2,584	2,898	3,314	3,567	3,913		23	2,168	2,584	2,850	3,186	3,447	3,712
	24	2,184	2,594	2,911	3,330	3,582	3,927		24	2,184	2,594	2,862	3,202	3,462	3,727
	25	2,200	2,604	2,924	3,342	3,599	3,941		25	2,200	2,604	2,873	3,217	3,476	3,746
	26	2,217	2,613	2,934	3,361	3,617	3,953		26	2,217	2,613	2,885	3,234	3,493	3,765

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	27	2, 230	2, 622	2, 944	3, 378	3, 634	3, 965		27	2, 230	2, 622	2, 898	3, 250	3, 509	3, 784
	28	2, 243	2, 631	2, 955	3, 394	3, 651	3, 975		28	2, 243	2, 631	2, 911	3, 266	3, 525	3, 802
	29	2, 256	2, 639	2, 966	3, 409	3, 665	3, 986		29	2, 256	2, 639	2, 924	3, 280	3, 537	3, 817
	30	2, 267	2, 647	2, 978	3, 425	3, 678	3, 998		30	2, 267	2, 647	2, 934	3, 297	3, 552	3, 835
	31	2, 278	2, 655	2, 989	3, 441	3, 690	4, 009		31	2, 278	2, 655	2, 944	3, 314	3, 567	3, 852
	32	2, 289	2, 663	3, 001	3, 457	3, 704	4, 020		32	2, 289	2, 663	2, 955	3, 330	3, 582	3, 868
	33	2, 300	2, 670	3, 013	3, 474	3, 715	4, 027		33	2, 300	2, 670	2, 966	3, 342	3, 599	3, 885
	34	2, 311	2, 678	3, 026	3, 492	3, 724	4, 034		34	2, 311	2, 678	2, 978	3, 361	3, 617	3, 899
	35	2, 322	2, 686	3, 039	3, 510	3, 734	4, 041		35	2, 322	2, 686	2, 989	3, 378	3, 634	3, 913
	36	2, 333	2, 693	3, 052	3, 528	3, 745	4, 048		36	2, 333	2, 693	3, 001	3, 394	3, 651	3, 927
	37	2, 344	2, 700	3, 065	3, 543	3, 753	4, 054		37	2, 344	2, 700	3, 013	3, 409	3, 665	3, 941
	38	2, 354	2, 708	3, 078	3, 557	3, 762	4, 060		38	2, 354	2, 708	3, 026	3, 425	3, 678	3, 953
	39	2, 364	2, 716	3, 091	3, 571	3, 771	4, 065		39	2, 364	2, 716	3, 039	3, 441	3, 690	3, 965
	40	2, 373	2, 723	3, 104	3, 585	3, 779	4, 069		40	2, 373	2, 723	3, 052	3, 457	3, 704	3, 975
	41	2, 382	2, 730	3, 117	3, 600	3, 787	4, 073		41	2, 382	2, 730	3, 065	3, 474	3, 715	3, 986

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	42	2, 391	2, 738	3, 130	3, 608	3, 795	4, 075		42	2, 391	2, 738	3, 078	3, 492	3, 724	3, 998
	43	2, 399	2, 746	3, 143	3, 618	3, 803	4, 078		43	2, 399	2, 746	3, 091	3, 510	3, 734	4, 009
	44	2, 407	2, 753	3, 154	3, 628	3, 810	4, 081		44	2, 407	2, 753	3, 104	3, 528	3, 745	4, 020
	45	2, 414	2, 760	3, 163	3, 637	3, 817	4, 084		45	2, 414	2, 760	3, 117	3, 543	3, 753	4, 027
	46	2, 420	2, 767	3, 176	3, 648	3, 824	4, 087		46	2, 420	2, 767	3, 130	3, 557	3, 762	4, 034
	47	2, 426	2, 774	3, 189	3, 657	3, 831	4, 090		47	2, 426	2, 774	3, 143	3, 571	3, 771	4, 041
	48	2, 432	2, 781	3, 202	3, 667	3, 838	4, 093		48	2, 432	2, 781	3, 154	3, 585	3, 779	4, 048
	49	2, 438	2, 788	3, 214	3, 676	3, 843	4, 095		49	2, 438	2, 788	3, 163	3, 600	3, 787	4, 054
	50	2, 444	2, 795	3, 227	3, 683	3, 849	4, 098		50	2, 444	2, 795	3, 176	3, 608	3, 795	4, 060
	51	2, 450	2, 802	3, 239	3, 690	3, 855	4, 101		51	2, 450	2, 802	3, 189	3, 618	3, 803	4, 065
	52	2, 455	2, 809	3, 251	3, 696	3, 862	4, 104		52	2, 455	2, 809	3, 202	3, 628	3, 810	4, 069
	53	2, 460	2, 815	3, 264	3, 700	3, 866	4, 106		53	2, 460	2, 815	3, 214	3, 637	3, 817	4, 073
	54	2, 464	2, 822	3, 275	3, 706	3, 872	4, 109		54	2, 464	2, 822	3, 227	3, 648	3, 824	4, 075
	55	2, 467	2, 828	3, 286	3, 713	3, 878	4, 112		55	2, 467	2, 828	3, 239	3, 657	3, 831	4, 078
	56	2, 470	2, 835	3, 297	3, 720	3, 883	4, 115		56	2, 470	2, 835	3, 251	3, 667	3, 838	4, 081

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	57	2, 473	2, 841	3, 304	3, 723	3, 887	4, 117		57	2, 473	2, 841	3, 264	3, 676	3, 843	4, 084
	58	2, 476	2, 848	3, 313	3, 730	3, 893	4, 120		58	2, 476	2, 848	3, 275	3, 683	3, 849	4, 087
	59	2, 479	2, 854	3, 320	3, 737	3, 899	4, 123		59	2, 479	2, 854	3, 286	3, 690	3, 855	4, 090
	60	2, 482	2, 861	3, 328	3, 743	3, 904	4, 125		60	2, 482	2, 861	3, 297	3, 696	3, 862	4, 093
	61	2, 485	2, 867	3, 336	3, 746	3, 908	4, 127		61	2, 485	2, 867	3, 304	3, 700	3, 866	4, 095
	62	2, 488	2, 874	3, 340	3, 751	3, 913	4, 130		62	2, 488	2, 874	3, 313	3, 706	3, 872	4, 098
	63	2, 491	2, 880	3, 346	3, 757	3, 918	4, 133		63	2, 491	2, 880	3, 320	3, 713	3, 878	4, 101
	64	2, 494	2, 885	3, 353	3, 763	3, 924	4, 135		64	2, 494	2, 885	3, 328	3, 720	3, 883	4, 104
	65	2, 497	2, 890	3, 361	3, 766	3, 927	4, 137		65	2, 497	2, 890	3, 336	3, 723	3, 887	4, 106
	66	2, 500	2, 896	3, 368	3, 772	3, 931	4, 140		66	2, 500	2, 896	3, 340	3, 730	3, 893	4, 109
	67	2, 503	2, 901	3, 375	3, 779	3, 935	4, 143		67	2, 503	2, 901	3, 346	3, 737	3, 899	4, 112
	68	2, 506	2, 907	3, 381	3, 785	3, 939	4, 145		68	2, 506	2, 907	3, 353	3, 743	3, 904	4, 115
	69	2, 509	2, 912	3, 386	3, 789	3, 942	4, 147		69	2, 509	2, 912	3, 361	3, 746	3, 908	4, 117
	70	2, 512	2, 917	3, 392	3, 794	3, 945	4, 150		70	2, 512	2, 917	3, 368	3, 751	3, 913	4, 120
	71	2, 515	2, 923	3, 397	3, 800	3, 948	4, 153		71	2, 515	2, 923	3, 375	3, 757	3, 918	4, 123

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	72	2, 518	2, 929	3, 403	3, 805	3, 950	4, 155		72	2, 518	2, 929	3, 381	3, 763	3, 924	4, 125
	73	2, 521	2, 934	3, 406	3, 810	3, 952	4, 157		73	2, 521	2, 934	3, 386	3, 766	3, 927	4, 127
	74	2, 524	2, 939	3, 411	3, 816	3, 955			74	2, 524	2, 939	3, 392	3, 772	3, 931	4, 130
	75	2, 527	2, 943	3, 415	3, 821	3, 958			75	2, 527	2, 943	3, 397	3, 779	3, 935	4, 133
	76	2, 530	2, 946	3, 419	3, 824	3, 960			76	2, 530	2, 946	3, 403	3, 785	3, 939	4, 135
	77	2, 533	2, 948	3, 423	3, 828	3, 962			77	2, 533	2, 948	3, 406	3, 789	3, 942	4, 137
	78	2, 536	2, 951	3, 428	3, 833	3, 965			78	2, 536	2, 951	3, 411	3, 794	3, 945	4, 140
	79	2, 539	2, 953	3, 433	3, 837	3, 968			79	2, 539	2, 953	3, 415	3, 800	3, 948	4, 143
	80	2, 542	2, 956	3, 438	3, 841	3, 970			80	2, 542	2, 956	3, 419	3, 805	3, 950	4, 145
	81	2, 545	2, 958	3, 441	3, 845	3, 972			81	2, 545	2, 958	3, 423	3, 810	3, 952	4, 147
	82	2, 548	2, 960	3, 445	3, 850	3, 975			82	2, 548	2, 960	3, 428	3, 816	3, 955	4, 150
	83	2, 551	2, 963	3, 449	3, 854	3, 978			83	2, 551	2, 963	3, 433	3, 821	3, 958	4, 153
	84	2, 554	2, 965	3, 453	3, 858	3, 980			84	2, 554	2, 965	3, 438	3, 824	3, 960	4, 155
	85	2, 557	2, 968	3, 456	3, 861	3, 982			85	2, 557	2, 968	3, 441	3, 828	3, 962	4, 157
	86	2, 560	2, 971	3, 460					86	2, 560	2, 971	3, 445	3, 833	3, 965	

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	87	2, 563	2, 974	3, 464					87	2, 563	2, 974	3, 449	3, 837	3, 968	
	88	2, 566	2, 977	3, 468					88	2, 566	2, 977	3, 453	3, 841	3, 970	
	89	2, 569	2, 980	3, 470					89	2, 569	2, 980	3, 456	3, 845	3, 972	
	90	2, 572	2, 983	3, 474					90	2, 572	2, 983	3, 460	3, 850	3, 975	
	91	2, 575	2, 986	3, 478					91	2, 575	2, 986	3, 464	3, 854	3, 978	
	92	2, 578	2, 990	3, 482					92	2, 578	2, 990	3, 468	3, 858	3, 980	
	93	2, 581	2, 992	3, 484					93	2, 581	2, 992	3, 470	3, 861	3, 982	
	94		2, 994	3, 488					94		2, 994	3, 474			
	95		2, 997	3, 492					95		2, 997	3, 478			
	96		3, 001	3, 495					96		3, 001	3, 482			
	97		3, 003	3, 498					97		3, 003	3, 484			
	98		3, 006	3, 502					98		3, 006	3, 488			
	99		3, 010	3, 506					99		3, 010	3, 492			
	100		3, 014	3, 510					100		3, 014	3, 495			
	101		3, 016	3, 515					101		3, 016	3, 498			

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	102		3, 019	3, 519					102		3, 019	3, 502			
	103		3, 022	3, 523					103		3, 022	3, 506			
	104		3, 025	3, 527					104		3, 025	3, 510			
	105		3, 027	3, 532					105		3, 027	3, 515			
	106		3, 030	3, 536					106		3, 030	3, 519			
	107		3, 033	3, 539					107		3, 033	3, 523			
	108		3, 036	3, 542					108		3, 036	3, 527			
	109		3, 038	3, 547					109		3, 038	3, 532			
	110		3, 042						110		3, 042	3, 536			
	111		3, 046						111		3, 046	3, 539			
	112		3, 049						112		3, 049	3, 542			
	113		3, 051						113		3, 051	3, 547			
	114		3, 053						114		3, 053				
	115		3, 056						115		3, 056				
	116		3, 060						116		3, 060				

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	117		3,062						117		3,062				
	118		3,064						118		3,064				
	119		3,067						119		3,067				
	120		3,070						120		3,070				
	121		3,074						121		3,074				
	122		3,076						122		3,076				
	123		3,079						123		3,079				
	124		3,082						124		3,082				
	125		3,085						125		3,085				
定 年 前 再 任 用 短 時 間		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定 年 前 再 任 用 短 時 間		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		百円	百円	百円	百円	百円	百円			百円	百円	百円	百円	百円	百円
		1,920	2,195	2,600	2,797	2,949	3,206			1,920	2,195	2,600	2,797	2,949	3,206

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
勤務職員								勤務職員							
別表第3 (第2条関係)															
医療職給料表								医療職給料表							
職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級										
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級				
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	百円 2,914	百円 4,003	百円 4,551	百円 5,498	定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	百円 2,914	百円 3,700	百円 4,267	百円 4,844				
	2	2,937	4,030	4,571	5,559		2	2,937	3,726	4,287	4,862				
	3	2,960	4,056	4,590	5,612		3	2,960	3,751	4,307	4,880				
	4	2,982	4,081	4,609	5,661		4	2,982	3,776	4,326	4,898				
	5	3,003	4,105	4,623	5,705		5	3,003	3,801	4,345	4,916				
	6	3,038	4,127	4,641	5,748		6	3,038	3,828	4,361	4,933				
	7	3,073	4,148	4,659	5,784		7	3,073	3,855	4,377	4,950				

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	8	3, 107	4, 169	4, 677	5, 814		8	3, 107	3, 881	4, 393	4, 967
	9	3, 141	4, 190	4, 695	5, 839		9	3, 141	3, 902	4, 409	4, 984
	10	3, 176	4, 205	4, 713	5, 862		10	3, 176	3, 927	4, 427	5, 005
	11	3, 210	4, 220	4, 731			11	3, 210	3, 952	4, 445	5, 026
	12	3, 244	4, 235	4, 749			12	3, 244	3, 977	4, 463	5, 047
	13	3, 278	4, 249	4, 767			13	3, 278	4, 003	4, 481	5, 067
	14	3, 313	4, 264	4, 785			14	3, 313	4, 030	4, 499	5, 086
	15	3, 347	4, 279	4, 803			15	3, 347	4, 056	4, 517	5, 107
	16	3, 381	4, 293	4, 821			16	3, 381	4, 081	4, 535	5, 127
	17	3, 415	4, 307	4, 839			17	3, 415	4, 105	4, 551	5, 146
	18	3, 446	4, 322	4, 858			18	3, 446	4, 127	4, 571	5, 166
	19	3, 477	4, 337	4, 877			19	3, 477	4, 148	4, 590	5, 186
	20	3, 508	4, 351	4, 896			20	3, 508	4, 169	4, 609	5, 204
	21	3, 540	4, 365	4, 915			21	3, 540	4, 190	4, 623	5, 222
	22	3, 571	4, 380	4, 932			22	3, 571	4, 205	4, 641	5, 240

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	23	3, 602	4, 395	4, 950			23	3, 602	4, 220	4, 659	5, 258
	24	3, 632	4, 409	4, 968			24	3, 632	4, 235	4, 677	5, 276
	25	3, 662	4, 423	4, 984			25	3, 662	4, 249	4, 695	5, 292
	26	3, 685	4, 437	5, 002			26	3, 685	4, 264	4, 713	5, 310
	27	3, 708	4, 451	5, 020			27	3, 708	4, 279	4, 731	5, 328
	28	3, 730	4, 465	5, 036			28	3, 730	4, 293	4, 749	5, 346
	29	3, 749	4, 479	5, 050			29	3, 749	4, 307	4, 767	5, 362
	30	3, 766	4, 493	5, 067			30	3, 766	4, 322	4, 785	5, 380
	31	3, 783	4, 507	5, 085			31	3, 783	4, 337	4, 803	5, 398
	32	3, 801	4, 521	5, 102			32	3, 801	4, 351	4, 821	5, 415
	33	3, 819	4, 535	5, 117			33	3, 819	4, 365	4, 839	5, 431
	34	3, 837	4, 549	5, 130			34	3, 837	4, 380	4, 858	5, 449
	35	3, 853	4, 563	5, 143			35	3, 853	4, 395	4, 877	5, 466
	36	3, 867	4, 577	5, 156			36	3, 867	4, 409	4, 896	5, 483
	37	3, 881	4, 591	5, 166			37	3, 881	4, 423	4, 915	5, 498

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	38	3, 896	4, 608	5, 179			38	3, 896	4, 437	4, 932	5, 514
	39	3, 911	4, 624	5, 192			39	3, 911	4, 451	4, 950	5, 528
	40	3, 926	4, 640	5, 205			40	3, 926	4, 465	4, 968	5, 544
	41	3, 941	4, 656	5, 215			41	3, 941	4, 479	4, 984	5, 559
	42	3, 948	4, 668	5, 223			42	3, 948	4, 493	5, 002	5, 573
	43	3, 954	4, 680	5, 231			43	3, 954	4, 507	5, 020	5, 587
	44	3, 961	4, 691	5, 239			44	3, 961	4, 521	5, 036	5, 600
	45	3, 970	4, 701	5, 248			45	3, 970	4, 535	5, 050	5, 612
	46	3, 976	4, 711	5, 256			46	3, 976	4, 549	5, 067	5, 622
	47	3, 982	4, 720	5, 264			47	3, 982	4, 563	5, 085	5, 632
	48	3, 988	4, 728	5, 271			48	3, 988	4, 577	5, 102	5, 642
	49	3, 994	4, 735	5, 279			49	3, 994	4, 591	5, 117	5, 652
	50	3, 999	4, 742	5, 287			50	3, 999	4, 608	5, 130	5, 661
	51	4, 004	4, 749	5, 294			51	4, 004	4, 624	5, 143	5, 670
	52	4, 009	4, 755	5, 303			52	4, 009	4, 640	5, 156	5, 679

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	53	4,014	4,762	5,312			53	4,014	4,656	5,166	5,687
	54	4,018	4,769	5,320			54	4,018	4,668	5,179	5,696
	55	4,022	4,775	5,329			55	4,022	4,680	5,192	5,705
	56	4,026	4,781	5,338			56	4,026	4,691	5,205	5,714
	57	4,030	4,784	5,346			57	4,030	4,701	5,215	5,723
	58	4,034	4,790	5,355			58	4,034	4,711	5,223	5,732
	59	4,038	4,797	5,364			59	4,038	4,720	5,231	5,741
	60	4,042	4,804	5,371			60	4,042	4,728	5,239	5,748
	61	4,046	4,808	5,379			61	4,046	4,735	5,248	5,757
	62	4,050	4,814	5,388			62	4,050	4,742	5,256	5,766
	63	4,054	4,821	5,397			63	4,054	4,749	5,264	5,775
	64	4,058	4,828	5,406			64	4,058	4,755	5,271	5,784
	65	4,061	4,832	5,414			65	4,061	4,762	5,279	5,793
	66		4,838	5,423			66		4,769	5,287	
	67		4,844	5,432			67		4,775	5,294	

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	68		4, 849	5, 441			68		4, 781	5, 303	
	69		4, 854	5, 449			69		4, 784	5, 312	
	70		4, 859	5, 458			70		4, 790	5, 320	
	71		4, 864	5, 467			71		4, 797	5, 329	
	72		4, 869	5, 476			72		4, 804	5, 338	
	73		4, 873	5, 484			73		4, 808	5, 346	
	74		4, 878				74		4, 814	5, 355	
	75		4, 882				75		4, 821	5, 364	
	76		4, 887				76		4, 828	5, 371	
	77		4, 892				77		4, 832	5, 379	
	78		4, 898				78		4, 838	5, 388	
	79		4, 904				79		4, 844	5, 397	
	80		4, 908				80		4, 849	5, 406	
	81		4, 913				81		4, 854	5, 414	
	82		4, 919				82		4, 859	5, 423	

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	83		4,925				83		4,864	5,432	
	84		4,930				84		4,869	5,441	
	85		4,935				85		4,873	5,449	
							86		4,878	5,458	
							87		4,882	5,467	
							88		4,887	5,476	
							89		4,892	5,484	
							90		4,898		
							91		4,904		
							92		4,908		
							93		4,913		
							94		4,919		
							95		4,925		
							96		4,930		
							97		4,935		

改 正 案 （新）						現 行 （旧）					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		百円	百円	百円	百円			百円	百円	百円	百円
		3,017	3,444	3,995	4,733			3,017	3,444	3,995	4,733

新旧対照表

(件名) 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第23号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第13条の2 給与条例第44条(第44条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と読み替えるものとする。 2 (略)	(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第13条の2 給与条例第44条(第44条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の48.75</u>」と読み替えるものとする。 2 (略)
(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第25条の2 給与条例第44条(第44条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「それぞれの基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と読み替えるものとする。 2 (略)	(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第25条の2 給与条例第44条(第44条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「それぞれの基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の48.75</u>」と読み替えるものとする。 2 (略)

新旧対照表

(件名) 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第24号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(報酬) 第2条 外国青年の報酬の額は、<u>年額432万円</u>の範囲内とし、任命権者が市長と協議して定める。 2～4 (略)	(報酬) 第2条 外国青年の報酬の額は、<u>年額396万円</u>の範囲内とし、任命権者が市長と協議して定める。 2～4 (略)

新旧対照表

(件名) 鳥羽市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び<u>こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項</u>の規定に基づき、鳥羽市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。 (1) (略) (2) <u>鳥羽市こども計画</u>を推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関し、調査審議すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の<u>こども施策</u>に関し、鳥羽市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意見を聴いた上で、市長が必要と認める事項について調査審議すること。 (組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱又は任命する。 (1) (略) (2) <u>こども施策</u>に関する事業に従事する者 (3) <u>こども施策</u>に関し学識経験のある者 (4)・(5) (略)	(設置) 第1条 <u>この条例は、</u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、鳥羽市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。 (1) (略) (2) <u>鳥羽市子ども・子育て支援事業計画</u>を推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関し、調査審議すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の<u>子ども・子育て支援施策</u>に関し、鳥羽市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意見を聴いた上で、市長が必要と認める事項について調査審議すること。 (組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱又は任命する。 (1) (略) (2) <u>子ども・子育て支援</u>に関する事業に従事する者 (3) <u>子ども・子育て支援</u>に関し学識経験のある者 (4)・(5) (略)

新旧対照表

(件名) 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号。以下「家庭的保育事業等条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号。以下「家庭的保育事業等条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) （略） (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しく</u>	(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) （略） (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>は小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 （1） <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合</u>には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> （2） <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> （1） <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u> <u>小規模保育事業A型事業者等</u>	2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 （1） <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> （2） <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> （1） <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u><u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（２）（略） <u>6</u> （略） <u>7</u> （略） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略） <u>10</u> （略） <u>11</u> （略） 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第４条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	（２）（略） <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） <u>7</u> （略） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略） 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第４条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（事業所内保育事業（<u>法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。</u>）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>（2） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。</u>	（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>（１） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>（２） 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>５ 前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>（１） 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業Ａ型事業者等</u> <u>（２） （略）</u> <u>６ 市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（１） 市長が、法第24条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u>	<u>（１） 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>（２） 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>３ 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>（１） 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）</u> <u>（２） （略）</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>（２） 家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 7 <u>前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）を第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</u> <u>（１） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> <u>（２） 法第６条の３第12項及び第39条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> （食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （１） （略）	（食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （１） （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（２） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （３）～（５） （略） ２ （略） （職員） 第23条 （略） ２ 家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （１） （略） （２） 法第18条の５各号及び法<u>第34条の20第１項第３号</u>のいずれにも該当しない者 ３ （略） （居宅訪問型保育事業） 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 （１）～（３） （略） （４） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第５項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が	（２） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 （３）～（５） （略） ２ （略） （職員） 第23条 （略） ２ 家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （１） （略） （２） 法第18条の５各号及び法<u>第34条の20第１項第４号</u>のいずれにも該当しない者 ３ （略） （居宅訪問型保育事業） 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 （１）～（３） （略） （４） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第５項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 <u>（５） 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育</u> （居宅訪問型保育連携施設） 第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第１号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。<u>ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りではない。</u> （連携施設に関する特例） 第45条 （略） <u>２ 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第12項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第３条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第６条第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u>	夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 （居宅訪問型保育連携施設） 第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第１号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。 （連携施設に関する特例） 第45条 （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条第1項</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例 (昭和46年条例第4号)

改 正 案 (新)		現 行 (旧)	
別表 (第 3 条関係)		別表 (第 3 条関係)	
名称	位置	名称	位置
安楽島 老人憩の家	鳥羽市安楽島町704番地	安楽島 老人憩の家	鳥羽市安楽島町704番地
本浦 老人憩の家	鳥羽市浦村町1249番地10	河内 老人憩の家	鳥羽市河内町672番地
(略)		国崎 老人憩の家	鳥羽市国崎町262番地
		本浦 老人憩の家	鳥羽市浦村町1249番地10
		(略)	

新旧対照表

(件名) 鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第16号)

改 正 案 (新)		現 行 (旧)	
(種類、名称及び位置) 第3条 施設の種類、名称及び位置は、次のとおりとする。 一般廃棄物処理施設		(種類、名称及び位置) 第3条 施設の種類、名称及び位置は、次のとおりとする。 一般廃棄物処理施設	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		<u>鳥羽市菅島一般廃棄物最終処分場</u>	<u>鳥羽市菅島町429番地 1</u>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (昭和39年条例第32号)

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
別表 (第2条関係)								別表 (第2条関係)							
退職報償金支給額表								退職報償金支給額表							
階級	勤務年数							階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円	団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円	副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円	分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円	副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	
部長及び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円	部長及び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円	団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	

新旧対照表

(件名) 鳥羽市給水条例(平成9年条例第14号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(給水の原則) 第14条 給水は、<u>災害その他やむを得ない場合、公益上必要があると認めた場合</u>及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。 2・3 (略)	(給水の原則) 第14条 給水は、<u>非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情</u>及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。 2・3 (略)

新旧対照表

(件名) 鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 (平成24年条例第24号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
後、<u>3年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(7) 5年以上</u>水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(8) 第1号又は第2号の卒業生</u>であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては<u>1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>(5) 10年以上</u>水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者</u>であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては<u>2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3） <u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （4） <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については3年6月以上、</u>	（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） <u>前条に規定する布設工事監督者の資格を有する者</u> （2） <u>前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3） <u>10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （4） <u>前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) （略） (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については<u>7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) 外国の学校において、<u>第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) （略）

新旧対照表

(件名) 鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例(平成25年条例第8号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(公共下水道の構造の技術上の基準) 第3条 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。<u>この場合において、法第2条第3号ロに該当する公共下水道(以下「雨水公共下水道」という。)については、これらの規定中「規程」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。</u> (委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程(雨水公共下水道及び都市下水路)に関し必要な事項にあつては、規則)で定める。	(公共下水道の構造の技術上の基準) 第3条 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。 (委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程(都市下水路)に関し必要な事項にあつては、規則)で定める。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市定期航路運航条例(昭和 46 年条例第 5 号)

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
別表第 1 (第 6 条関係) 旅客運賃及び割引料金						別表第 1 (第 6 条関係) 旅客運賃及び割引料金					
(1) 普通乗船券						(1) 普通乗船券					
1 普通運賃表						1 普通運賃表					
					神島						神島
				答志 (和具)	510					答志 (和具)	510
			菅島		510				菅島		510
		桃取						桃取			
	坂手		280					坂手	280		
鳥羽	220	450	510	550	740	鳥羽 (中之郷) (佐田浜)	220	450	510	550	740
2 大人は、12 歳以上の者(小学生(小学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第 134 条第 1 項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。)に就学する児童をいう。以下同じ。)を除く。)とし、普通運賃を適用する。小児は、12 歳未満の者及び 12 歳以上の小学生とし、普通運賃の半額(10 円未満の端数は、5 円以上は切り上げ、5 円未満は切り捨てる。)とする。ただし、1 歳未満の小児は、無料とする。						2 大人は、12 歳以上とし、普通運賃を適用する。小児は、12 歳未満とし、普通運賃の半額(10 円未満の端数は、5 円以上は切り上げ、5 円未満は切り捨てる。)とする。ただし、1 歳未満の小児は、無料とする。					
3 1 歳以上小学校入学前の小児が大人に同伴されている場合は、1 人に限り無料とする。						3 1 歳以上 6 歳未満の小児が大人に同伴されている場合は、1 人に限り無料とする。					

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
(2)～(4) （略） (5) <u>特別乗船券</u> 1 <u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者、昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている知的障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者（以下「障害者」という。）旅客運賃の特別割引率は、次のとおりとする。ただし、当該手帳を提示した者に限る。</u> ア <u>普通乗船券 普通旅客運賃の 5 割引</u> <u>障害者及び第 1 種の障害者の介護者に適用する。ただし、第 2 種の障害者にあつては、片道 101 キロメートル以上を旅行する場合に限る。</u> イ <u>回数乗船券 回数旅客運賃の 5 割引</u> <u>第 1 種の障害者（1 歳以上で小学生以下の者を除く。）及びその介護者に適用する。</u> ウ <u>定期乗船券 定期旅客運賃の 3 割引</u> <u>第 1 種の障害者（1 歳以上で小学生以下の者を除く。）及びその介護者並びに第 2 種の障害者（1 歳以上で小学生以下の者に限る。）の介護者に適用する。</u>	(2)～(4) （略） (5) <u>特別乗船券</u> 1 <u>身体障害者及び知的障害者（以下「心身障害者」という。）旅客運賃の特別割引率は、次のとおりとする。</u> ア <u>普通乗船券 普通旅客運賃の 5 割引</u> <u>心身障害者及び第 1 種の心身障害者の介護者に適用する。ただし、第 2 種の心身障害者にあつては、片道 101 キロメートル以上を旅行する場合に限る。</u> イ <u>回数乗船券 回数旅客運賃の 5 割引</u> <u>第 1 種の心身障害者（12 歳未満の者を除く。）及びその介護者に適用する。</u> ウ <u>定期乗船券 定期旅客運賃の 3 割引</u> <u>第 1 種の心身障害者（12 歳未満の者を除く。）及びその介護者並びに第 2 種の心身障害者（12 歳未満の者に限る。）の介護者に適用する。</u> 2 <u>精神障害者（発達障害を含む。以下同じ。）旅客運賃の特別割引率は、次のとおりとする。</u> ア <u>普通乗船券 普通旅客運賃の 5 割引</u> <u>精神障害者及び 1 級の精神障害者の介護者に適用する。ただし、</u>

改 正 案 （新）				現 行 （旧）			
2 優待乗船券 市長が必要と認める者に限る。				2 級及び3 級の精神障害者にあつては、片道 101 キロメートル以上を旅行する場合に限る。 イ 回数乗船券 回数旅客運賃の 5 割引 1 級の精神障害者（12 歳未満の者を除く。）及びその介護者に適用する。 ウ 定期乗船券 定期旅客運賃の 3 割引 1 級の精神障害者（12 歳未満の者を除く。）及びその介護者並びに2 級及び3 級の精神障害者（12 歳未満の者に限る。）の介護者に適用する。 3 優待乗船券 市長が必要と認める者に限る。			
別表第 2 （第 6 条関係） 荷物運賃				別表第 2 （第 6 条関係） 荷物運賃			
1 手荷物				1 手荷物			
区分	手荷物			区分	手荷物		
	受託手荷物	特殊手荷物			受託手荷物	特殊手荷物	
		自転車	原動機付自転車			自転車	原動機付自転車
航路（鳥羽～）				航路（鳥羽～）			
坂手	円 100	円	円	坂手	円 100	円	円
桃取・菅島	130	140	290	桃取・菅島	130	140	290
答志・神島	150			答志・神島	150		
備考				備考			
1 この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和 35 年				1 この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和 35 年			

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいい、「自転車」とは、同項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。 2 離島間を運航する航路については、坂手～菅島間は「坂手」の、神島～答志間及び神島～菅島間は「桃取・菅島」の、答志～神島（経由）～菅島間は「答志・神島」の航路に係る運賃をそれぞれ適用する。 2 小荷物及び貨物								法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいい、「自転車」とは、同項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。 2 離島間を運航する航路については、坂手～菅島間は「坂手」の、神島～答志間及び神島～菅島間は「桃取・菅島」の、答志～神島（経由）～菅島間<u>及び</u>坂手～鳥羽（経由）～答志間は「答志・神島」の航路に係る運賃をそれぞれ適用する。 2 小荷物及び貨物							
容積 航路（鳥羽～）		重量 10 kg ま で	20 kg ま で	30 kg ま で	40 kg ま で	50 kg ま で	60 kg ま で	容積 航路（鳥羽～）		重量 10 kg ま で	20 kg ま で	30 kg ま で	40 kg ま で	50 kg ま で	60 kg ま で
200 cm まで	坂手	円 100	円 110	円 180	円 230	円 300	円 350	200 cm まで	坂手	円 100	円 110	円 180	円 230	円 300	円 350
	桃取・菅島	130	180	230	350	440	460		桃取・菅島	130	180	230	350	440	460
	答志・神島	150	190	250	370	480	490		答志・神島	150	190	250	370	480	490
250 cm まで	坂手	110	180	230	300	350	460	250 cm まで	坂手	110	180	230	300	350	460
	桃取・菅島	180	230	350	440	460	490		桃取・菅島	180	230	350	440	460	490
	答志・神島	190	240	370	480	490	600		答志・神島	190	240	370	480	490	600
300 cm まで	坂手	180	230	300	350	460	490	300 cm まで	坂手	180	230	300	350	460	490
	桃取・菅島	230	350	440	460	490	600		桃取・菅島	230	350	440	460	490	600

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	答志・神島	240	370	480	490	600	750		答志・神島	240	370	480	490	600	750
350 cm まで	坂手	230	300	350	460	490	600	350 cm まで	坂手	230	300	350	460	490	600
	桃取・菅島	350	440	460	490	600	750		桃取・菅島	350	440	460	490	600	750
	答志・神島	370	480	490	600	750	890		答志・神島	370	480	490	600	750	890
400 cm まで	坂手	300	350	460	490	600	750	400 cm まで	坂手	300	350	460	490	600	750
	桃取・菅島	440	460	490	600	750	890		桃取・菅島	440	460	490	600	750	890
	答志・神島	480	490	600	750	890	1,040		答志・神島	480	490	600	750	890	1,040
備考								備考							
1 容積区分は、3辺の和とする。								1 容積区分は、3辺の和とする。							
2 離島間を運航する航路については、坂手～菅島間は「坂手」の、神島～答志間及び神島～菅島間は「桃取・菅島」の、答志～神島（経由）～菅島間は「答志・神島」の航路に係る運賃をそれぞれ適用する。								2 離島間を運航する航路については、坂手～菅島間は「坂手」の、神島～答志間及び神島～菅島間は「桃取・菅島」の、答志～神島（経由）～菅島間及び坂手～鳥羽（経由）～答志間は「答志・神島」の航路に係る運賃をそれぞれ適用する。							
3 運賃表の容積又は重量を超える貨物については、運送可能な場合につき申し受けるものとし、当該貨物の不足分の容積又は重量を加算した運賃とする。								3 運賃表の容積又は重量を超える貨物については、運送可能な場合につき申し受けるものとし、当該貨物の不足分の容積又は重量を加算した運賃とする。							